

## 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

## 1 指針改定の経緯と趣旨

## (1) 改定の経緯

- ・ 県では、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成17年3月の「かながわ青少年育成指針」を策定、平成22年12月には、子ども・若者育成支援推進法の施行等を踏まえ「かながわ青少年育成・支援指針」として改定し、平成28年3月には、青少年施策をとりまく状況の変化に対応するため、改定しました。
- ・ 現行の指針は、計画期間を5年間（平成28年度から令和2年度まで）としていましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、計画期間を令和4年度まで延長し、青少年を取り巻く社会状況の変化や国の第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月 内閣府 子ども・若者育成支援推進本部 策定）」を踏まえ、計画期間を令和5年度から9年度までとする改定を行うこととしました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大下（以下「コロナ下」という）において、外出自粛や学校の休校措置、「新しい生活様式」の実践など、子ども・若者を取り巻く社会は大きく変化しました。コロナ下では、友人との関わりや体験活動の機会など対面での活動が減る一方で、オンラインを活用した授業や相談・支援などが進むなど、子ども・若者の生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえて施策を進める必要があります。

## (2) 指針名称の変更

今回の改定にあたり、「かながわ青少年育成・支援指針」の名称を、「かながわ子ども・若者支援指針」に変更します。

- ・ 「青少年」を「子ども・若者」に変更

指針の対象は、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を「青少年」とし、施策によっては、青年期を過ぎた「ポスト青年期」の者も対象としてきました。

改定にあたり、指針の対象を明確にするため、乳幼児からポスト青年期までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとしました。

- ・ 「育成・支援」を「支援」に変更

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念にのっとり、子ども・若者の人権を尊重し、その最善の利益を第一に考え、教育、生活への支援などを受けることを保障していくことが重要です。また、グローバリズムや情報化の進展などにより、人々

の意識や生き方、働き方等が多様化するなど、子ども・若者をひとつの価値観で、導くように育成することは難しくなっています。

こうしたことを踏まえ、子ども・若者を育成の対象とすることから、子ども・若者自身が、自らをはぐくむことへの支援に重点を置くとともに、子ども、若者、大人が社会を構成する仲間として、共に生き、支え合うパートナーとなり、多様な自立、社会参画を可能にする社会の実現を目指すことを明確にするため、「育成・支援」から、社会を構成する主体である、子ども・若者への「支援」に重点を置く名称に変更することとしました。

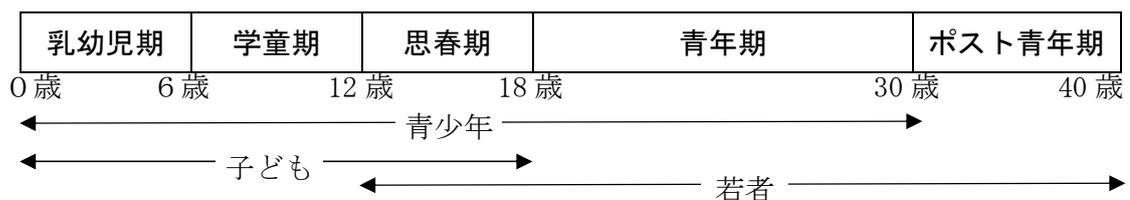
## 2 指針の位置付け

- (1) 子ども・若者支援に関する県の施策の基本となる指針として、基本目標、具体的施策、推進体制等を総合的かつ体系的に定め、施策の効果的な推進を図るとともに、子ども・若者の現状や施策の取組み状況を把握します。
- (2) 家庭、学校、地域、事業者、関係団体等すべての県民が責任を自覚し、相互に協力・連携して子ども・若者への支援を進めていくための共通の道しるべとします。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県計画とする。
- (4) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

## 3 指針の対象

この指針の対象は、指針全体としては乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を青少年として広くとらえていますが、個々の施策においては、それぞれ対象となる範囲は異なります。また、ひきこもり等の支援など施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象としています。

(指針の用語)

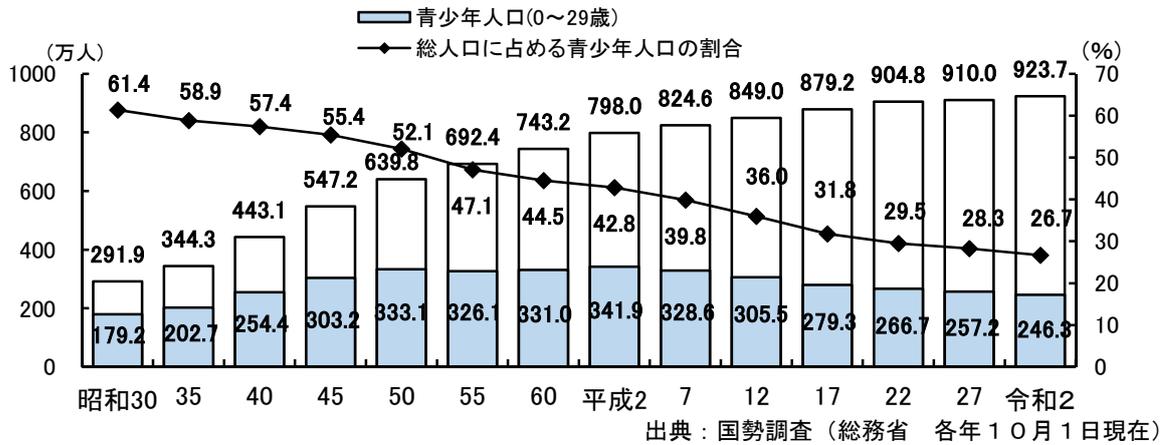


#### 4 子ども・若者を取りまく状況

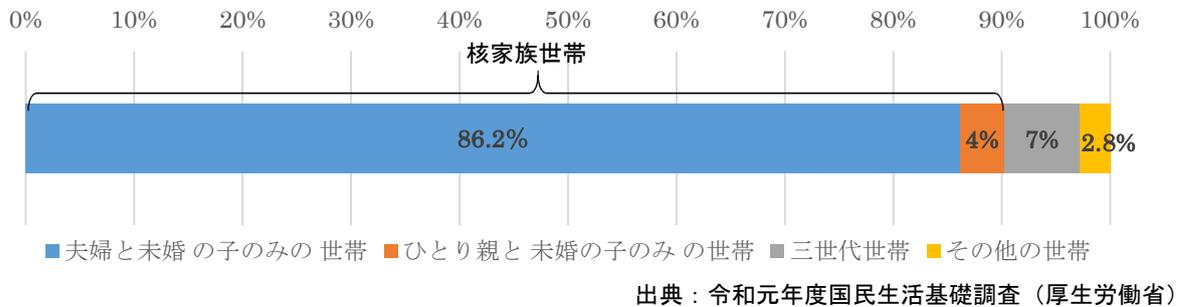
##### (1) 人口、世帯の状況

本県の令和2年の0～29歳の人口は、約246万人で、総人口の26.7%となっています。また、令和元年の児童（18歳未満）のいる世帯の9割が核家族世帯となっています。さらに、児童のいる世帯のうち、末子の父母の共働き世帯の割合は、60.1%となっています。

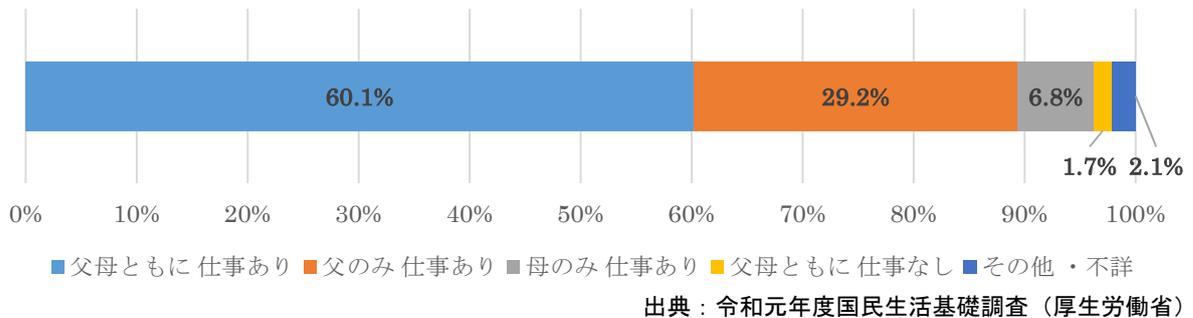
図表1 30歳未満の人口の推移（神奈川県）



図表2 18歳未満の子どもがいる世帯の状況（神奈川県）



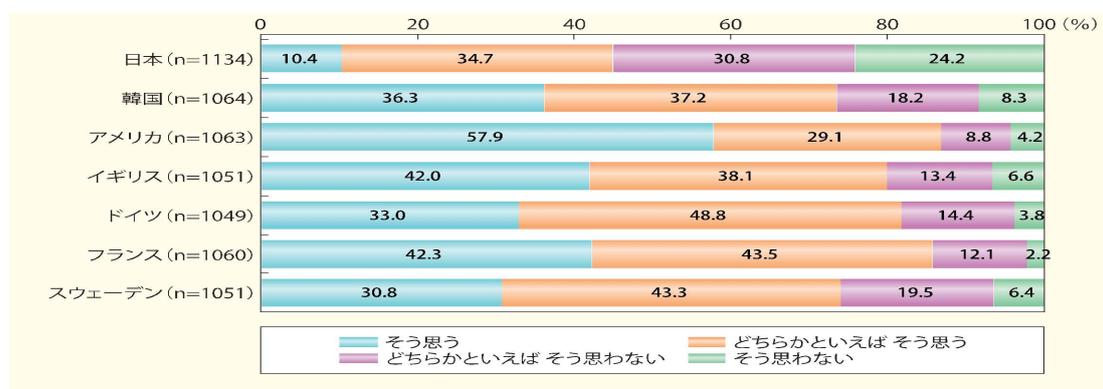
図表3 児童のいる世帯数，末子の父母の就業状況（神奈川県）



## (2) 子ども・若者の意識

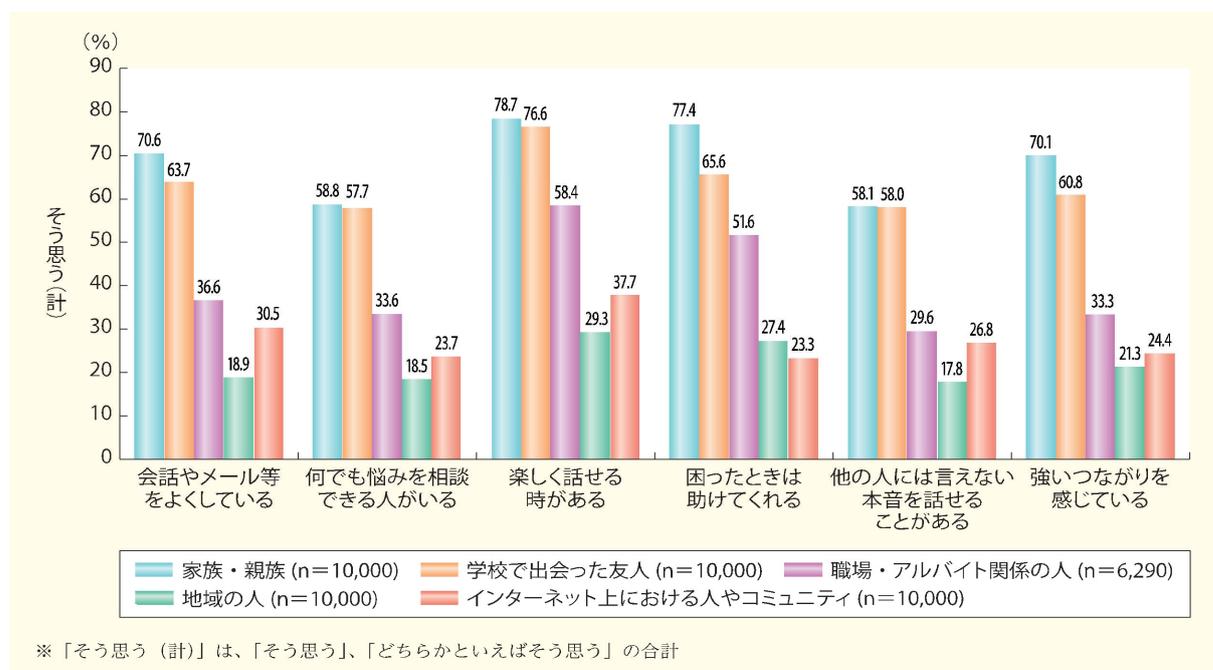
日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していると感じている者の割合が最も低くなっています。また、他者との関わり方については、どの項目においても「家族・親族」が最も高く、次いで、「学校で出会った友人」となっています。「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」が高く、それ以外の項目は「インターネット上におけるコミュニティ」が高くなっています。

図表4 自分自身に満足している者の割合（諸外国比較）



出典：平成30年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（内閣府）

図表5 他者との関わり方（全国）

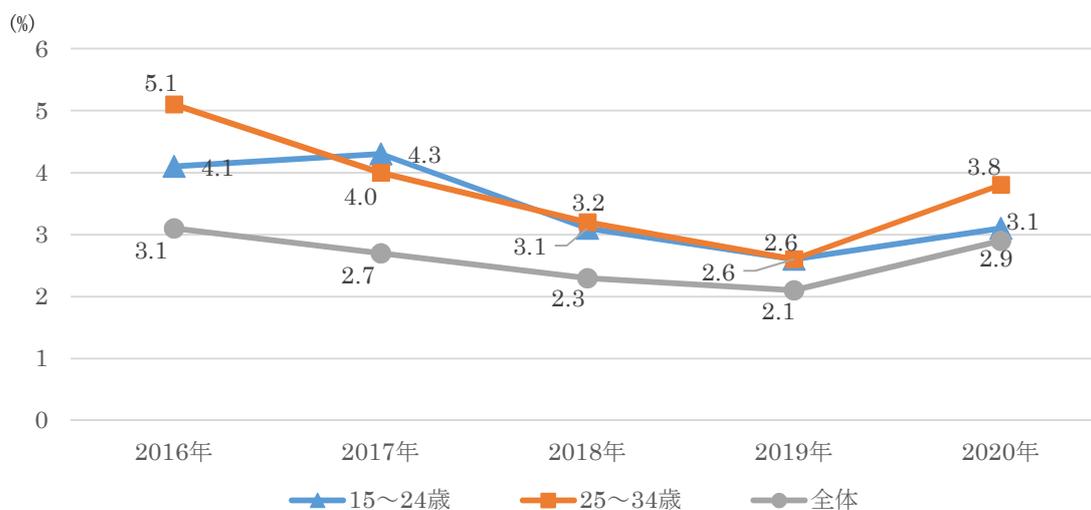


出典：令和元年度子ども・若者の意識に関する調査（内閣府）

### (3) 若者の就業状況

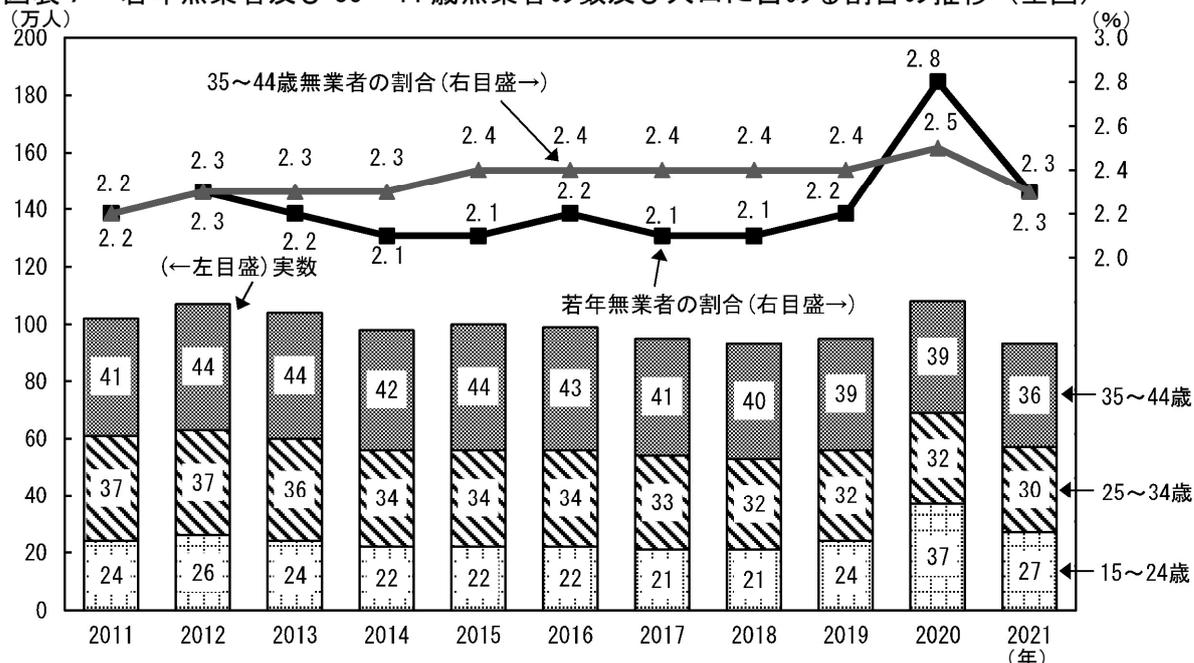
近年、県の完全失業率は改善傾向にありましたが、2020年は、全体では2.9%に上昇し、年齢階級別では、25～34歳が3.8%で最も高く、前年と比較して1.2%上昇しています。また、全国の若年無業者（15～34歳）数は2021年平均で57万人で、人口に対する割合は、前年に比べ0.5%の低下となりました。35～44歳無業者は、2021年平均で36万人で、人口に対する割合は、前年に比べ0.2%の低下となりました。

図表6 年齢階級別完全失業率の推移（神奈川県）



出典：神奈川県労働力調査結果報告（統計センター）

図表7 若年無業者及び35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



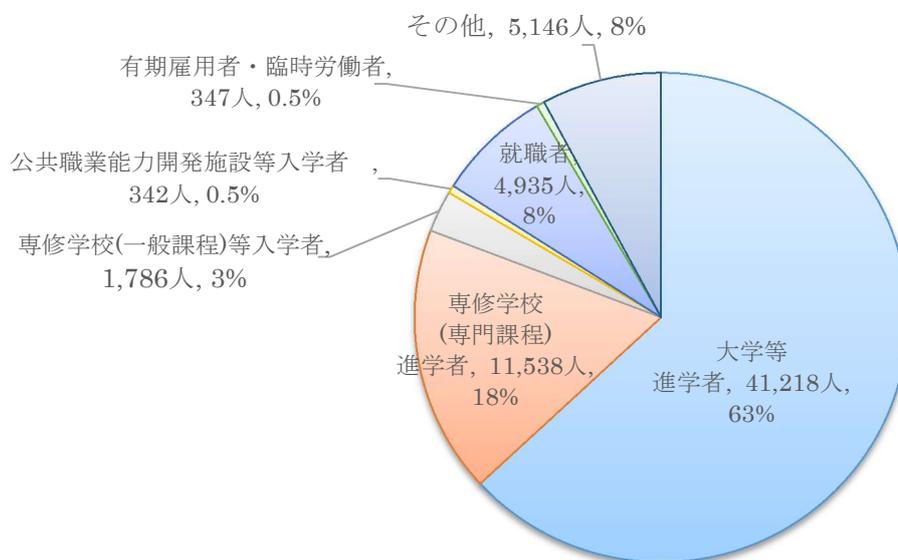
※労働力調査結果（注）

若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

35～44歳無業者：ここでは、35～44歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

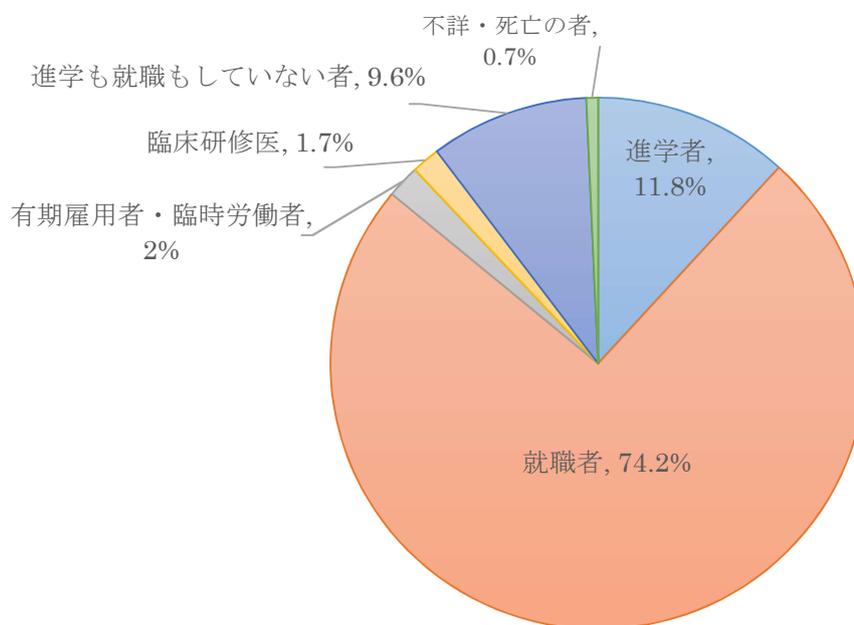
出典：労働力調査結果（総務省）

図表8 高校卒業後の状況（令和3年3月 神奈川県）



出典：神奈川県学校基本統計（統計センター）

図表9 大学卒業後の状況（令和3年3月 全国）

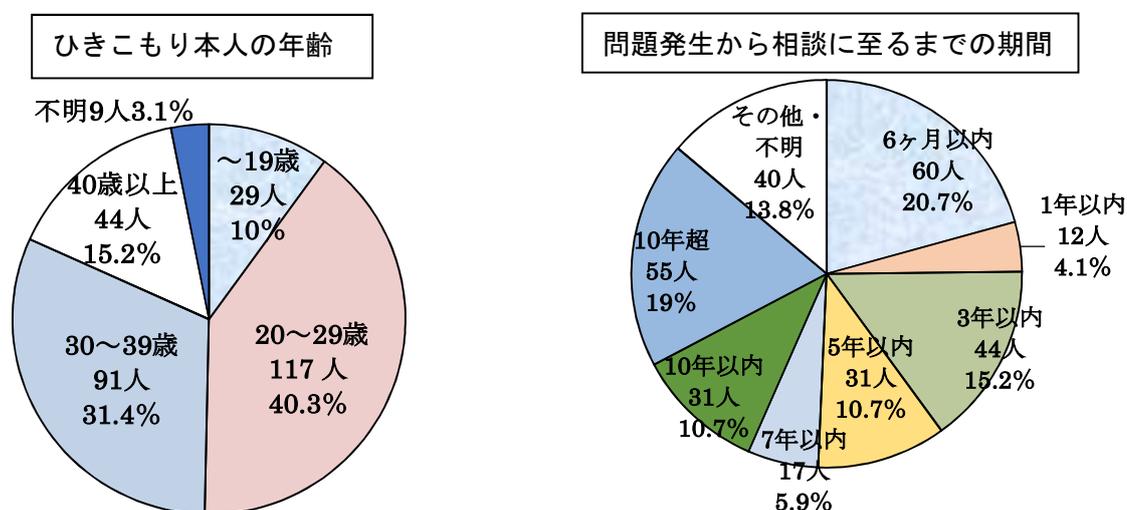


出典：学校基本調査（文部科学省）

#### (4) 子ども・若者に関する困難な状況

県の令和2年度のひきこもり相談実績の年齢構成は、20歳代が40.3%、30歳代以上が46.6%で、問題発生から相談に至るまでの期間は、6か月以内が20.7%、次いで、10年超が19%となっています。また、県内の小中高等学校におけるいじめ、暴力行為及び不登校は増加傾向にあります。さらに、県の学生・生徒等の自殺者は、2019年度から増加しています。また、令和2年度の県内の児童虐待相談対応件数は、過去最多となる22,093件でした。全国の18歳未満の子どもの相対的貧困率は、13.5%なのに対し、ひとり親家庭の貧困率は48.1%となっています。

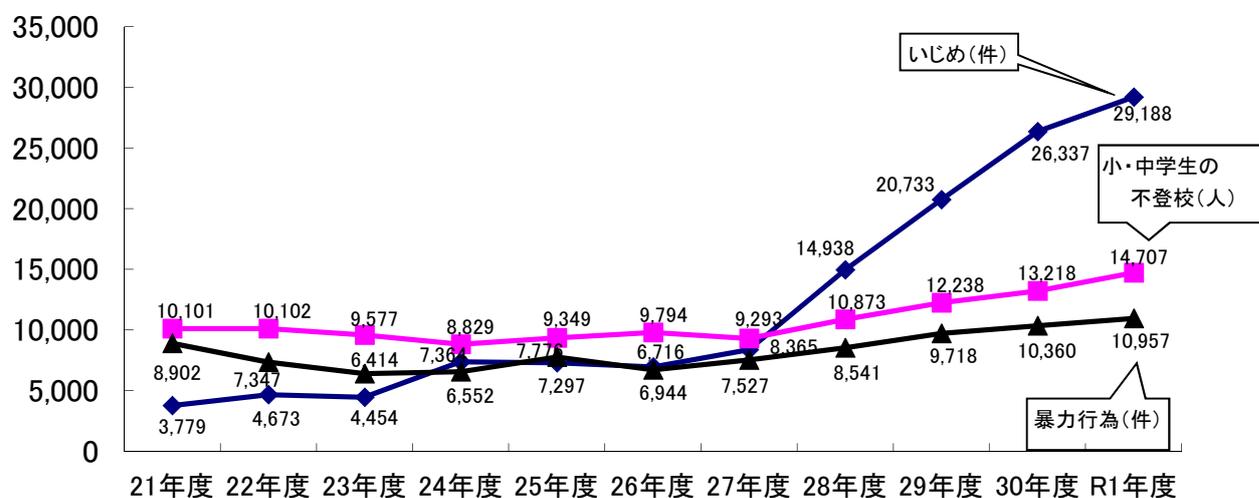
図表10 相談実績（令和2年度）からみた、ひきこもりの状況（神奈川県）



(出典：県立青少年センター青少年サポート課資料)

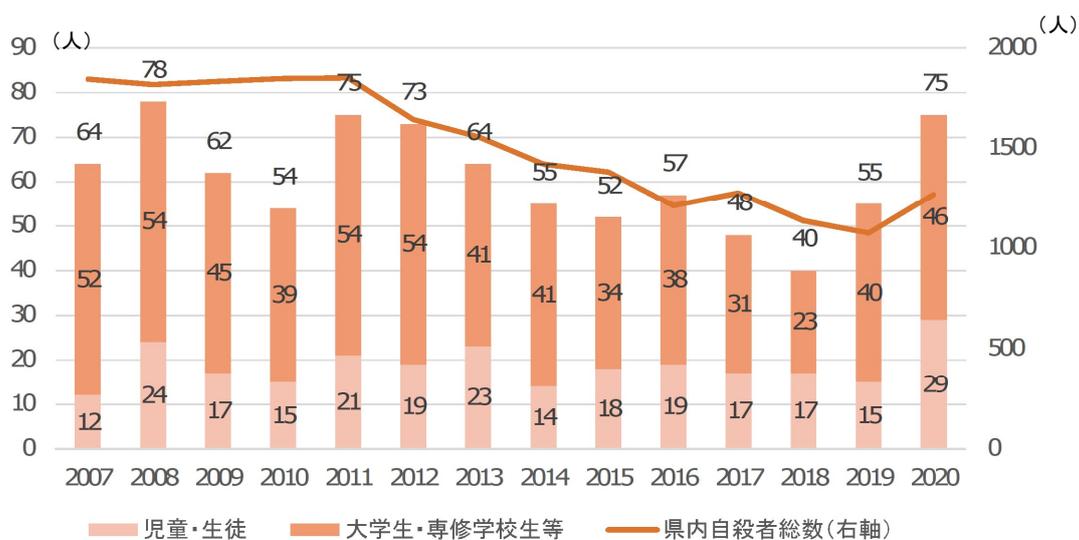
(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

図表11 いじめ、暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）



出典：令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

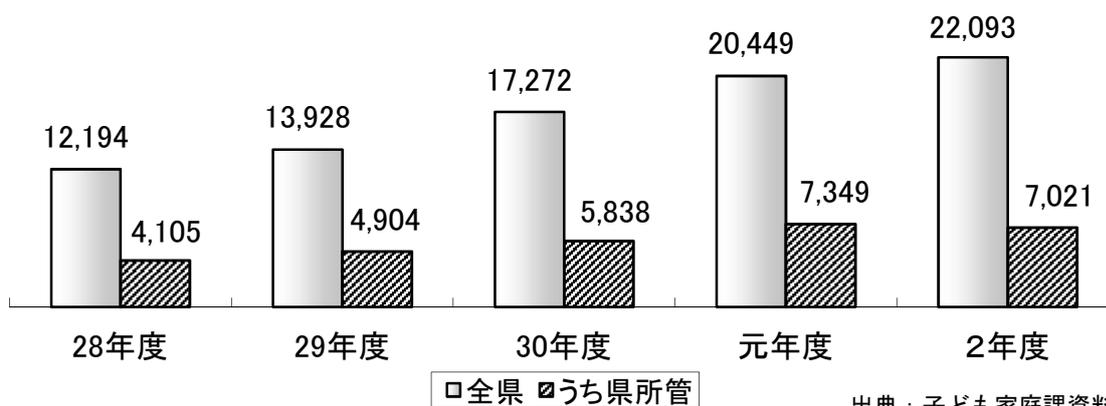
図表 12 学生・生徒等の自殺者数の推移（神奈川県）



注：小学生、中学生及び高校生を「児童・生徒」としている。

出典：新型コロナウイルス感染症拡大下における自殺の状況（がん・疾病対策課）

図表 13 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）



出典：子ども家庭課資料

図表 12 子どもの貧困率（全国）

	平成 27 年 (2015 年)	平成 30 年 (2018 年)
子どもの貧困率	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.9%	12.6%
大人が一人	50.8%	48.1%
大人が二人以上	10.7%	10.7%

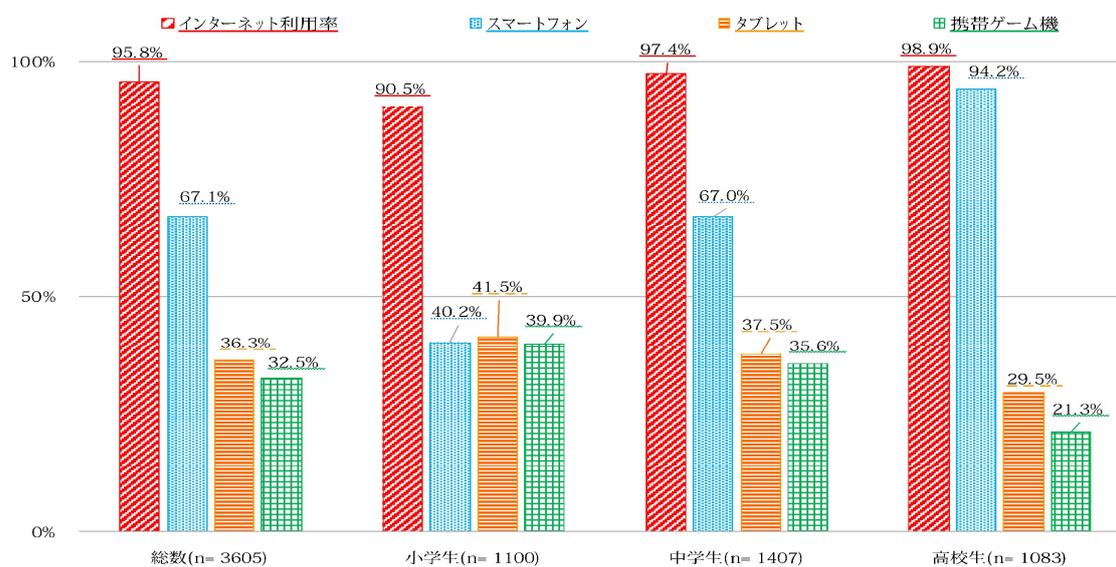
出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

## (5) 子ども・若者の情報通信環境

令和2年度の子どものインターネット利用率は95.8%でした。また、コロナ下におけるオンライン教育を受けている小中学生は、2020年5-6月調査では45.1%でしたが、2021年4-5月調査では26.7%に低下しました。高校生及び大学生・大学院生のオンライン授業の受講状況について、2020年5-6月調査と2021年4-5月調査を比較すると高校生は50.0%から29.2%に低下していましたが、大学生・大学院生は95.4%から87.7%と高い水準で推移しています。

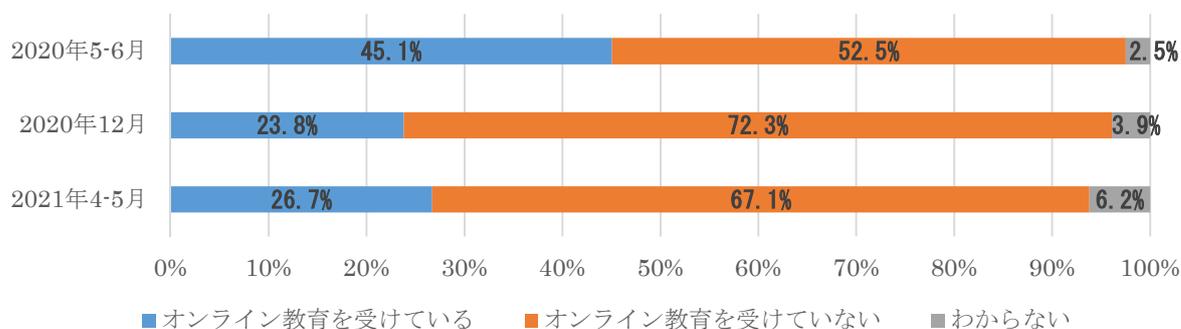
令和2年度のSNSに起因する被害児童は167人で、フィルタリングの有無が判明した被害児童121人のうち、86.7%がフィルタリングを利用していませんでした。

図表14 子どもインターネット利用率（全国）



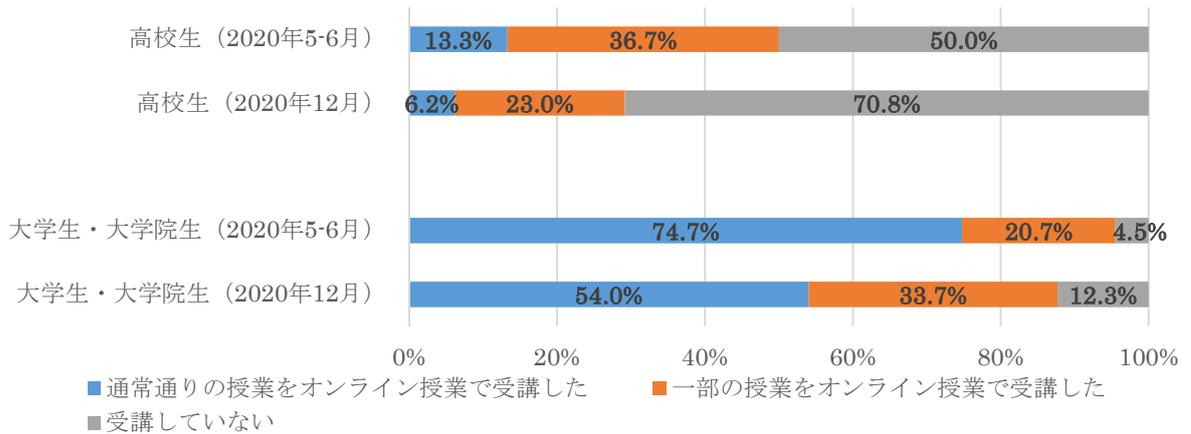
出典：令和2年度青少年のインターネット利用環境調査（内閣府）  
注）調査対象は満10歳から満17歳まで

図表15 小学生・中学生のオンライン教育の状況（全国）



出典：新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）  
注）小学生・中学生の子を持つ保護者が回答

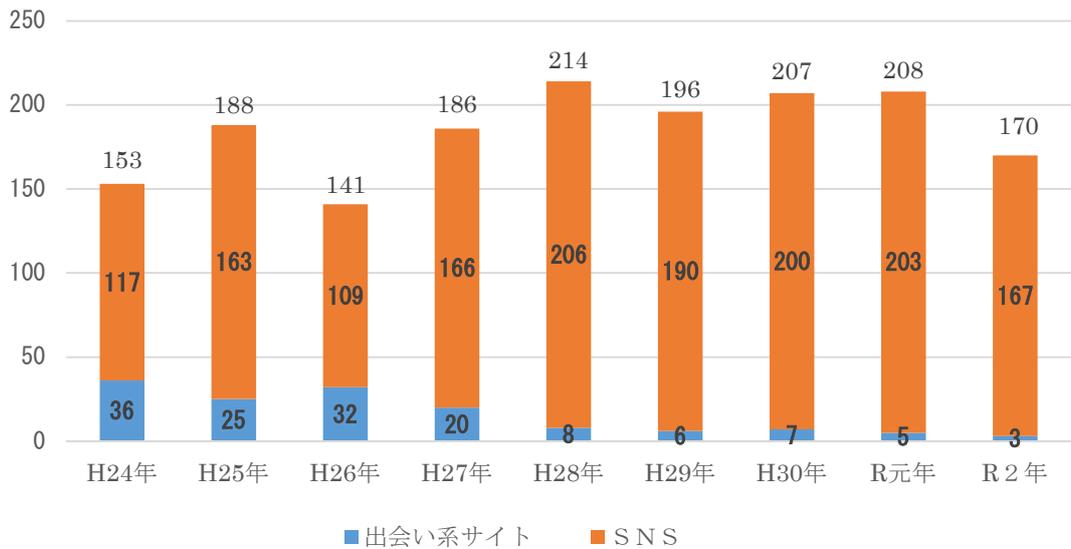
図表 16 オンライン授業の受講状況（全国）



出典：新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）

図表 17 SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）

（単位：人）



出典：警察本部少年育成課

図表 18 令和2年中におけるSNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況（フィルタリングの有無が判明した被害児童121人）（神奈川県）

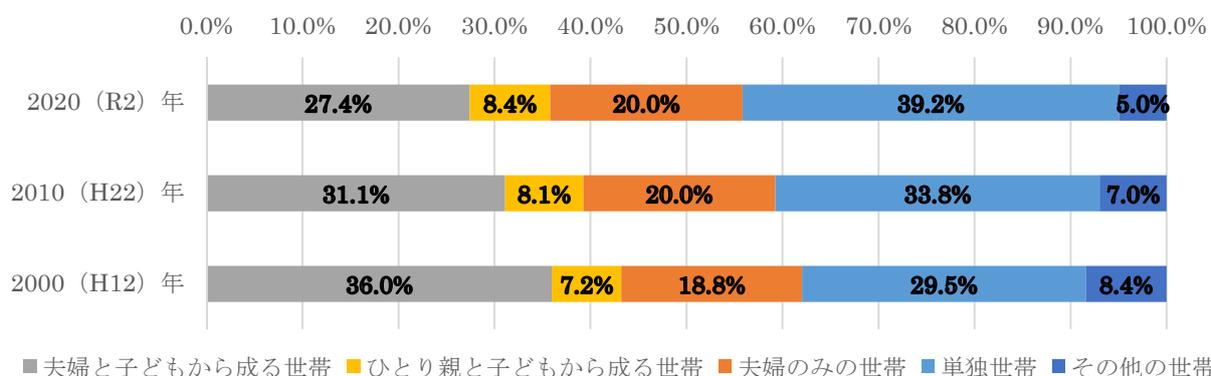


出典：警察本部少年育成課

## (6) 地域の状況

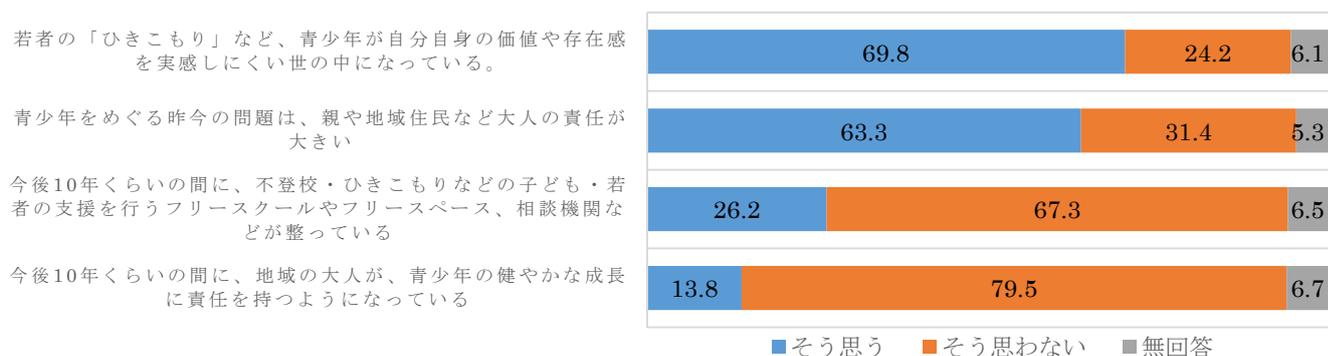
県の一般世帯の家族類型について、最も割合が高い世帯は、平成12年度には夫婦と子どもから成る世帯でしたが、令和2年度は単独世帯となっています。また、令和3年度の県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」とする人が63.3%に対し、「今後10年くらいの中に、地域の大人が青少年の健やかな成長に責任を持つようになっていく」にそう思うと回答した人は13.8%となっています。さらに、県の子ども会の団体、指導者、会員数は、減少しています。

図表19 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

図表20 令和3年度県民ニーズ調査（生活意識 教育・子育て）



出典：令和3年度県民ニーズ調査（情報公開課）

図表21 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
団体数（団体）	2,172	2,128	1,931	1,843	1,931
指導者数（人）	32,174	31,389	29,837	27,757	23,703
会員数（人）	113,593	110,213	99,115	94,085	80,900

県青少年課調べ

## 5 目標とする社会と施策の基本目標

### (1) 目標とする社会

#### **子ども・若者が主体的に生きることを支援し、自立・参加・共生を進める社会**

子ども・若者が本来持つ、生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で支援していくことが重要です。そして、人生100年時代の中で、多様な生き方を尊重し、ともに生きる社会づくりを子ども、若者、大人が対等なパートナーとなり、進めていく社会を目標とします。

### (2) 施策の基本目標

#### **基本目標Ⅰ 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援**

すべての子ども・若者が主体的に生きるため、多様な学びを得る機会の提供及び、自ら考え選択して生きていく力をつけることを支援します。また、自立が孤立にならず、適切に他者に頼る力を持ち、ともに助け合えるよう支援します。

#### **基本目標Ⅱ 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実**

ひきこもり、不登校、いじめなどの困難な状況への総合的相談・支援体制を充実するとともに、困難な状況とそうでない状況は地続きであると認識し、困難な状況になる前の予防的な支援など、すべての子ども・若者への相談・支援体制の充実を図ります。

#### **基本目標Ⅲ 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備**

子ども・若者は、社会を構成する重要な主体であり、社会全体が子ども・若者を支援することを自覚し、責任を持つよう、大人の意識改革を進めるとともに、子ども・若者が安全・安心な環境で成長できるよう、子育て家庭への支援や居場所づくり、情報化の更なる進展への対応など、家庭、学校、地域での社会環境の整備を図ります。

## 6 施策の方向と施策の展開

現行指針では、3つの基本目標を実現するため、15の施策の方向とそれに対応する具体的な施策の展開を示している。

改定指針における施策の方向と具体的な施策の展開については、神奈川県子ども・青少年みらい本部青少年総合対策部会（庁内会議）構成課等に改定指針に位置付ける事業を照

会し、整理する。

<参考資料1 表を差し込む>

(1) 基本目標 1 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

① 自己形成のための支援、活躍の応援

成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して支援するとともに、創造性やエネルギーを生かし、未来を切り拓く子ども・若者の活躍を応援します。

② 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

コロナ下で変化した社会環境を踏まえ、子ども・若者が、遊びや地域活動への参加等を通じた多世代との交流や、リアルとバーチャルの最適な組合せによる交流などにより、充実感や生きがいを実感し、豊かな人間性と社会性を持った大人への成長を支え、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等をはぐくむことができるように支援します。

③ 子ども・若者の健康と安心安全の確保

薬物や性にかかわる犯罪の多発や成年年齢の引下げに伴う消費者被害の発生等、青少年をとりまく社会環境が変化する中で、青少年が自ら判断し、こうした社会の変化に適切に対応し、健全に成長する力をはぐくむとともに、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう体系的に安全教育・健康教育を推進します。

④ 社会的・経済的な自立の促進

子ども・若者が、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるため、社会参画やシチズンシップ教育、ライフキャリア教育、キャリア教育を充実させるとともに、事業者等とも連携・協力しながら、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介の支援等を行います。

(2) 基本目標 2 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

⑤ 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実

各相談・支援機関及びNPO等民間団体の連携を促進し、支援を必要とする子ども・若者や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるよう支援等の充実を図ります。また、相談・支援体制がより身近なものとなるよう、SNSを活用した相談など、総合的な相談・支援体制の充実等の取組みを進めます。

## ⑥ ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

ひきこもり・ニート・発達障がいがある等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が、社会とのつながりを求めて、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPO等民間団体との連携・協力を推進して、本人及びその家族等を支援します。

## ⑦ 障害等のある子ども・若者の支援

障がいのある子ども・若者については、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障がい者の権利に関する条約の理念を踏まえ、地域における支援体制の強化及び、特別支援教育や生涯学習、就労支援等の充実を図ります。

## ⑧ 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

子どもの非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくり等、立ち直り支援を推進します。

## ⑨ 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、暴力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。また、スクールカウンセラー\*<sub>8</sub>、スクールソーシャルワーカー\*<sub>9</sub>等を活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取組みを支援します。

## ⑩ 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どものことを第一に考え、すべての子どもたちが夢や希望を持つことができる社会の構築を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

## ⑪ 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

子ども・若者の孤独・孤立等により引き起こされる諸問題への早期対応や、ヤングケアラー<sub>(※1)</sub>やケアリーバー<sub>(※2)</sub>、外国人の子ども・若者等への適切な支援など、特に配慮が必要な子ども・若者の実態に応じた、誰一人取り残さないための支援を推進します。

\*<sub>1</sub> ヤングケアラー：家族の介護等を行う子ども・若者

\*<sub>2</sub> ケアリーバー：児童養護施設等を退所した人

## ⑫ 被害防止・保護活動の推進

児童虐待、児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪\*<sub>14</sub>等を未然に防止し、早期に対応するとともに、自殺対策や、犯罪被害者等への支援を推進します。

### (3) 基本目標 3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備

#### ⑬ 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

青少年をとりまく有害環境に対応するため、青少年保護育成条例に基づく規制を推進するとともに、市町村及び関係団体等との連携・協力や近隣都県との共同取組みを推進します。〔青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み〕

#### ⑭ 急激に進展する情報化社会への対応

情報化の進展によるインターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等に伴い、青少年の有害情報へのアクセス、有害サイトを介した犯罪被害、ネットいじめ等の被害が生じています。こうした問題に対応するため、情報モラル<sup>\*19</sup>教育やメディアリテラシー<sup>\*20</sup>教育の推進と併せて、フィルタリングの設定等の有害情報対策を推進します。

#### ⑮ 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり

大人自身の規範意識の向上や子ども・若者への支援について責任を持つことを促すとともに、家庭、学校、地域、関係団体、関係機関等が様々な地域活動への参加等を通じて連携し、子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり・居場所づくりを推進し、コロナ下で変化した社会環境にも対応できるよう支援します。

## 7 子ども・若者支援に向けた取組の推進

### (1) 推進体制

#### ア すべての県民による子ども・若者支援

子ども・若者育成支援推進法の基本理念には、「子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互協力しながら一体的に取り組むこと」が規定されています。

神奈川の子ども・若者への支援について、家庭、学校、地域、事業者、関係団体、行政が、それぞれの担う役割と責任を理解し、使命感を持って、相互に協力・連携しながら一体となって進めていくことが求められます。また、県では、子ども・若者支援を行う青少年指導員及びNPO等の団体と連携し、地域における子ども・若者支援活動を推進します。

#### イ 県の推進体制

神奈川県子ども・青少年みらい本部及び神奈川県青少年問題協議会、神奈川県児童福祉審議会社会環境部会において、子ども・若者支援に関する施策について、総合的かつ効果的に推進します。

## (2) 進行管理

子供・若者育成支援推進大綱では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名づけ、それらを整理し、可視化したデータ集として「子供・若者インデックスボード」を作成しています。本指針では、国の指標を参考に、各年度において、県の子ども・若者の現状、施策の実施状況を「神奈川青少年白書」として取りまとめ、公表します。

## 7 今後のスケジュール（予定）

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 令和4年6月 | 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子（案）を報告    |
| 9月     | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告  |
| 10月    | パブリックコメントを実施                |
| 令和5年2月 | 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針（案）を報告 |
| 3月     | 指針を改定                       |